

整理番号	提出された意見	意見に対する市の考え方
1 意見	<p>五本松運動広場の整備事業については、すでに承認済みとされ、今回の改正案によって確定される筋書きのように受け取れます。整備費や指定管理者選考等の手順が進んでおります。</p> <p>その上で、改正案を検討してみるといくつかの懸念があります。</p> <p>1 まず、我孫子市は運動広場を指定管理事業者が進んで応募できるように第4条の(1)から(6)にいたる施設を設け、インフラ整備も強化する形です。</p> <p>さらには、指定管理者には管理料5000万円を支出するだけでなく、指定管理者は自由に営業出来て収入を増やすこともできるといった「いたりつくせりのサービス」として事業化を推し進めるものようです。</p> <p>懸念するところは、想定通りに進まない場合の予防策がないことがあります。条例に書き込めないこともあるとは思いますが、実際に施設が完成して管理者も確定してから条例改正することでも問題がないのではないかと思います。</p> <p>思わぬ事態が生じて、整備費用がかさむことも起こります。消防署の新築工事がそうした例です。我孫子市の財政が相当厳しいと言われる中で整備事業自体がとん挫することも起こります。</p> <p>2 次には、整備終了後の利用状況によっては指定管理者側から契約返上申し入れがあるときにはどうするのかとも思います。「指定管理料の引き上げ」を要求された場合、簡単に次の事業者へ移行することは困難が伴うこととなります。これも改正案には反映されないでしようが気になるところです。</p> <p>なぜかと言うと、サッカー・ラグビー、陸上とも若い人口が少なくなるという市役所の説明もあって競技人口が増えしていく気配が想定できないからです。高</p>	<p>●「実際に施設が完成して管理者も確定してから条例改正することでも問題がないのではないか」という点について</p> <p>まず、指定管理者に施設の管理を行わせるためには、その旨を条例に規定する必要があります。</p> <p>また、指定管理者を指定するためには、候補者を募集・選定する必要があり、募集に際し、応募者が利用料収入を算出するために必要となる情報として、使用料を示す必要があります。</p> <p>よって、指定管理者の募集前までに条例を改正する必要があることから、令和8年3月議会での条例改正議案の上程を予定しています。</p> <p>●「整備終了後の利用状況によっては指定管理者側から契約返上申し入れがあるときにはどうするのか」という点について</p> <p>指定管理者を指定し、当該指定管理者に管理運営を委託するにあたっては、協定を締結することとなります。</p> <p>利用者の減少等の需要の変動をはじめとする様々なリスクの分担について、また、指定の取消しに至った場合において、市に損害が生じた場合の損害賠償や指定管理料の返還等については、協定書に明記することとなります。</p> <p>よって、指定管理者側から指定の取消しの申し入れがあった場合には、協定に基づいて対応することとなります。</p> <p>●「すでに議会等でも議論されていることありますしうが、代替え手段とかは検討されたのでしょうか。」という点について</p>

	<p>齢者がゲートボール等で利用されているのですが立地場所がバス便等の交通手段がなく不便である上に、さらには高齢者競技さえもクラブを維持できるか悩んでいる事態もあります。他市からの利用が多くは望めないとも思われるのには、すでに他市では設備が存在しているからです。</p> <p>小・中・高では市外の運動公園を利用する場合も多いとのことです。これが新設の五本松運動広場利用となることは喜ばしいことだとは思います。ですが、公的な利用が増えると一般の利用を制限しないとならない弊害も予想できます。</p> <p>利用収入が増えるか増えないかは「事業者次第」といった構想の下での懸念です。この場合、利用促進が進まないと利用料の再改定に進むことも予想されます。</p> <p>3 すでに議会等でも議論されていることありましょうが、代替え手段とかは検討されたのでしょうか。ラグビー場ならNECグランドとか、サッカー・陸上なら学校統廃合による空き運動場整備を充当するとか費用の少ない整備もあろうかとも思われます。</p> <p>「財政危機」を呼び、一方で失敗すると浪費的な事業となることについて、指定管理者を呼び込み達成するといった綱渡りのような構想には疑問が募るところです。</p> <p>そうしたことから、今後の改正案については不確かな想定とも感じますので、いわば「次期尚早」だとおもいコメントさせていただきます。</p> <p>以上。</p>	<p>今回意見を求めている「我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」と関連がありませんので、ここでの回答は差し控えさせていただきます。</p>
理由		

※提出された意見については、原文のまま掲載しています。